

## 長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、長野県がん対策推進企業等連携協定実施要綱（別添1）に基づき実施される長野県がん対策推進企業等連携協定（以下「協定」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマークVIマニュアル（別添2）（以下「マニュアル」という。）に示すロゴマークパターンをいう。

### (ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県（以下「県」という。）に属する。

### (使用の承諾)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、協定を締結した企業・団体・市町村（以下「協定企業等」という。）及び県に限られる。

2 ロゴマークを使用しようとする協定企業等は、あらかじめ長野県知事（以下「知事」という。）の承諾を受けるものとする。

### (使用の申込み)

第5条 ロゴマークを使用しようとする協定企業等は、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用申込書（様式1）（以下「使用申込書」という。）にロゴマークの使用内容がわかる書類を添えて知事に提出し、その承諾を得るものとする。

### (使用承諾の基準等)

第6条 知事は、使用申込書の内容が適当と認めるときは、ロゴマークの使用を承諾し、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用（使用変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承諾しないものとする。

- 1) 個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるもの
- 2) 法令や公序良俗に反するもの
- 3) 知事の認めない募金活動等と関連付けられるもの
- 4) その他承諾することを知事が不相当と認めるもの

3 知事は、ロゴマークの使用承諾に際し必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- 2) マニュアルに従って使用することとし、ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

（承諾内容の変更等）

第8条 使用者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用変更申込書（様式3）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申込書の内容が適当と認めるときには、承諾内容の変更を承諾し、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用（使用変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

（承諾の取消し等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 1) 使用者が、本規程に違反した場合
  - 2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
  - 3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - 4) その他ロゴマークの使用の継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、使用者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（経費等の負担）

第10条 県は、本規程によりロゴマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 県は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成26年2月4日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

（申込書類送付先）

〒380-8570（住所記載不要）長野県庁 健康福祉部保健・疾病対策課 がん・疾病対策係